

令和4年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 1 号関係	副広域連合長の選任について	1
同意第 2 号関係	監査委員の選任について	3
承認第 2 号関係	令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について (令和 4 年 6 月 17 日専決) . .	5
承認第 3 号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について (令和 4 年 6 月 21 日 専決)	7

略 歴 書

現 住 所 額田郡幸田町大字相見字縄手下 1 番地 1

なるせ あつし
成瀬 敦

昭和 31 年 12 月 2 日生

略 歴

平成 22 年 9 月	}	幸田町副町長
平成 26 年 9 月		
平成 26 年 9 月	}	幸田町副町長
平成 30 年 4 月		
平成 30 年 5 月	}	幸田町長
令和 4 年 5 月		
令和 4 年 5 月	}	幸田町長
現 在		
令和 3 年 7 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合副連合長
令和 4 年 5 月		

略 歴 書

現 住 所 常滑市大和町1丁目156番地

いなば たみはる
稲葉 民治

昭和33年9月6日生

略 歴

平成15年4月	}	常滑市議会議員
平成19年4月		
平成19年4月	}	常滑市議会議員
平成23年4月		
平成23年4月	}	常滑市議会議員
平成27年4月		
平成27年4月	}	常滑市議会議員
平成31年4月		
平成31年4月	}	常滑市議会議員
現 在		
令和4年6月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
現 在		

令和4年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
15,963	4,542	20,505

2 歳入歳出補正額総括表

〔歳入〕

(千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金	4,542	1 老人福祉費補助金	4,542	調整交付金
歳入補正額計	4,542			

〔歳出〕

(千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費	4,542	国庫支出金 4,542	0	12 委託料	4,542	啓発費
歳出補正額計	4,542	4,542	0			

3 補正内容事項別説明

〔歳入〕

調整交付金 4,542 千円

歳出（啓発費）の増額補正の財源として、国の調整交付金を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	904,449	4,542	908,991

〔歳出〕

啓発費 4,542 千円

窓口負担見直しの医療機関等における周知広報に要する費用（ポスター・リーフレットの送付に要する費用）の不足が見込まれるため、所要額の増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
12 委託料	15,963	4,542	20,505

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免（以下「コロナ減免」という。）について、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和4年3月14日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により、令和4年度の国の財政支援の対象となるコロナ減免が示されたため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号。以下「条例」という。）で定めるコロナ減免の特例（申請期限の特例）の適用対象に関する規定の改正を行うもの。

2 改正内容

コロナ減免の申請期限の特例の適用対象を、令和4年度の国の財政支援の対象となる保険料（普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されている保険料）に改める。（附則第7条関係）

(1) 令和元年度分の保険料

（現 行） 普通徴収の納期限が令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているもの

（改正後） 該当なし

(2) 令和2年度分の保険料

（現 行） 普通徴収の納期限が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているもの

（改正後） 普通徴収の納期限が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されているもの

(3) 令和3年度分の保険料

（現 行） 普通徴収の納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているもの

（改正後） 普通徴収の納期限が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されているもの

(4) 令和4年度分の保険料

(現 行) 該当なし

(改正後) 普通徴収の納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されているもの

3 施行日及び経過措置

(1) 施行日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(2) 経過措置

令和4年4月1日から(1)の施行の日までに申請のあった令和2年度分の保険料（普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に設定されているものに限る。）の減免については、なお従前の例による。

4 専決処分とする理由

コロナ減免については、社会情勢に鑑み、減免の申請を速やかに行うことができるよう、条例におけるコロナ減免に関する規定を整備する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により条例の一部改正を行うものである。

<参考>

1 本来の申請期限（条例第19条第2項）

(1) 普通徴収の方法により保険料を徴収されている者

減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日まで

(2) 特別徴収の方法により保険料を徴収されている者

減免の事由が発生した日以後最初に到来する特別徴収対象年金給付の支払期日の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日まで

2 申請期限の特例（条例附則第7条）

条例第19条第2項の規定にかかわらず、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは減免することとするもの

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u> _____の保険料にあつては<u>令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、令和4年度分の保険料にあつては令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</u>	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、<u>令和元年度分の保険料にあつては令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に、令和2年度分の保険料にあつては令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、令和3年度分の保険料にあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</u>

